

## 今後の協議会の考え方について

### (1) 本協議会について

本協議会は、空家等対策計画の策定及び変更に関する事務、空家等対策計画の実施に関する事務、その他空家等対策の推進に関し、協議会において必要と認める事務を所掌事務として、平成28年4月13日に要綱制定、平成28年8月2日に第1回協議会が開催され、本市の空家等対策の基本的な政策などについてご意見をいただき、今年度内に対策計画が策定される運びとなります。

### (2) 審議会等について

市民、学識経験者、関係団体の代表者等から構成され、地方公共団体が行う事務・事業について必要な審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法第138条の4の規定に基づき設置される機関を「附属機関」又は「委員会」（以下「附属機関等」といいます。）といい、本市では、様々な分野で設置しています。

また、地方自治法によらず、同様に市民等からの意見聴取や専門知識の導入等を目的とし、要綱等に基づき設置する機関もあり、「附属機関等」と「要綱等で定める機関」を総称し「審議会等」としています。（市ホームページより）

### (3) 今後の本協議会の位置づけについて

本協議会は、空家等対策計画の策定を主な目的とし、「要綱等で定める機関」として活動しておりましたが、今後は特定空家等の認定及び措置の方針について指導、助言をいただくこともあり、市に対し具申していく色合いが濃くなっていくと考えられます。本協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定された法定協議会ですので、今後は「附属機関」として役割を果たしていくことが妥当と考えられます。

### (4) 県内の状況

平成29年8月現在で、愛知県が取りまとめた法定協議会の設置状況では、全54市町村のうち、22市町で設置され、そのうち「附属機関」が12市町、「要綱等で定める機関」が本市を含め、10市町となっています。

### (5) 条例化に向けて

協議会を附属機関とする場合には、条例化する必要があります。条例の構成については今後法規担当部署と検討して参ります。

また、協議会の条例化については、次のことが検討すべき課題と考えられます。

- ・ 所掌事務の整理
- ・ 構成員の見直し

#### (6) 所掌事務の考え方

現行の所掌事務に、特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関する事項を加えることを検討します。

#### (7) 構成員の考え方

現行の構成員をベースに以下の事項について検討します。

- ・ 附属機関にすることで、支障となる構成員があるか
- ・ 所掌事務を整理することで必要な構成員がないか
- ・ 公募委員については、審議会見える化ガイドラインに基づき引き続き公募する

以上を勘案し、特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関することを協議事項とする場合に、法律、建築に関する専門的な見地が必要であるということ、また市議会議員は協議会設置当初から附属機関となった際は参画しない方針であったことを鑑み、以下の構成を考えております。

特措法規定の構成員	現行	見直し案
市町村長	市長	市長
地域住民	公募	公募
市議会議員	市議会議員	
法務	司法書士	司法書士
		弁護士
不動産	宅地建物取引士	宅地建物取引士
	土地家屋調査士	土地家屋調査士
建築		建築士
文化等に関する学識経験者	大学准教授	大学教授・教員等
その他	シルバー人材センター	シルバー人材センター

#### (8) 条例化の実施時期

現在の委員のみなさんの任期は平成30年8月1日までとなっており、平成30年度第1回協議会は、それまでに開催する予定です。第2回協議会から附属機関として開催を予定しておりますので、9月に条例化するよう進める予定です。